

理事、監事、評議員の報酬規程

社会福祉法人 敬老会

第1章 総則

(目的)

第1条 本規定は、社会福祉法人 敬老会の理事、監事、評議員の報酬等の報酬規程について定めるものである。

(報酬等の定義)

第2条 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

第2章 理事の報酬等の支給基準

(理事の報酬支給基準)

- 第3条 理事長及び業務執行理事の報酬については、評議員会が役職に応じた1人当りの報酬支給額の上限額を定め、理事長及び常勤理事の具体的な報酬支給額は理事会で定める。ただし、当法人の職員として雇用されている者には報酬を支給しない。
- 2 非常勤理事の報酬については、理事会及びその他の重要会議に出席した場合、出席1日につき10,000円に源泉徴収税額を加えた額の報酬を出席の都度現金で1人当りの報酬支給額の上限額は評議員会で定める。
ただし、当法人の職員として雇用されていた者には2,000円とする。
- 3 理事全員に対する報酬支給総額の上限額は評議員会で定める。

第3章 監事の報酬等の支給基準

(監事の報酬支給基準)

- 第4条 常勤監事の報酬については、評議員会が1人当りの報酬支給額の上限額を定め、各常勤監事の具体的な報酬支給額は評議員会で定める。
- 2 非常勤監事の報酬については、監事が、監事監査に従事した場合、1日につき10,000円に源泉徴収税額を加えた額の報酬に従事の都度現金で支給する。
また、理事会及びその他の重要会議に出席した場合、出席1日につき10,000円に源泉徴収税額を加えた額の報酬を出席の都度現金で支給する。1人当りの報酬支給額の上限額は評議員会で定める。
- 3 監事全員に対する報酬支給総額の上限額は評議員会で定める。

第4章 評議員の報酬等の支給基準

(評議員の報酬支給基準)

- 第5条 評議員の報酬については、評議員が、評議員会及びその他の重要会議に出席した場合、出席1日につき10,000円に源泉徴収税額を加えた額の報酬を出席の都度現金で支給する。
- 2 評議員1人当りの報酬支給額の上限額は評議員会が定める。
- 3 評議員全員の報酬支給総額の上限額は評議員会で定める。

第5章 その他

(評議員会の承認)

- 第6条 本報酬規程の制定、改廃については、評議員会の承認を受けなければならない。

(情報の公開)

- 第7条 本報酬規程は、社会福祉法59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。